

研修報告書(個人)

報告書作成日:2024年12月5日

氏名	成松 雅生		研修実施期間	2024年12月5日	
研修実施機関名	産業保健総合支援センター	研修名	休復職と法 ～法的留意点と高尾メソ ドの考え方～	研修実施場所	広島医師会館 201 会議室 広島市東区二葉の里 3-2-3

研修内容 (参加セッション名)	・メンタルヘルス不調その他の難治性疾患罹患者の、休職・復職に関わる法的留意点 ・関連法令の解説
特に印象に残ったセッションについて	<p><u>内容</u></p> <p>① 私傷病対応の在り方:事例性と疾病性で考える。 ② 高尾メソッドとは:メソッドで述べられている、復職を考える上での大原則と三原則を解説。 ③ 労働審判とは:判例の解説。争点と職場側はどのような準備が必要かについて。</p> <p><u>学んだこと・気づき</u></p> <p>講義の中では高尾メソッドと言われる、復職を考える上での理論が紹介されていた。理論の中で述べられていた復職を考える上での大原則と三原則を知ることができた。大原則とは「職場は働く場所である」ということ。三原則は、第一原則「通常勤務ができているかどうかで判断する」、第二原則「通常勤務に支障がありそう」ならば休ませるという共通認識を持つ、第三原則「配慮付き通常勤務」は慎重かつ限定的に行う、である。</p> <p>ケースによっては、「職場でハラスメントに遭った」、「障害者雇用なのに配慮されない」、「配置転換や異動でないと復職はできない」と利用者の方が訴えるケースがある。そういった場合、利用者(従業員側)の視点だけでなく、職場(上長や人事)の視点に立った考え方が必要であること、客観的事実と利用者の方の主観を分けて考えることが重要であると学ぶことができた。</p>
特記事項・連絡事項	